

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱

(目的)

第1条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の適正な施工は、社会基盤の整備と公共の福祉の増進に寄与するばかりでなく、ひいては建設業者の健全な発展を図るという重要な社会的使命を併せ持っている。

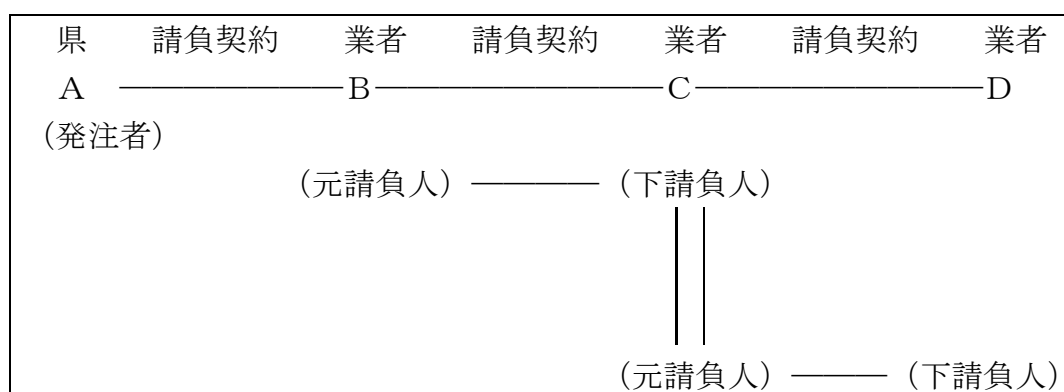
建設工事は、元請負人と数多くの下請負人によって総合的に施工されるものであるから、工事を施工する元請負人及び下請負人は、工事の適正な施工を確保するため、合理的かつ適正な元請・下請関係を確立する必要がある。また、元請負人及び下請負人は、工事の施工に当たり関係法令を遵守し、施工能力の向上、雇用管理及び労働安全管理等の改善に努めることはもちろん、それぞれの義務と責任においてその役割を果たす必要がある。

この要綱は、以上のような趣旨から、宮城県（以下「県」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）を施工するに当たり、元請負人及び下請負人の遵守すべき必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、一つの工事が数次の下請契約により行われる場合は、県から直接工事を請負った者（以下「直接元請負人」という。）はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。

2 この要綱において「下請負人」とは、下請契約における請負者をいい、一つの工事が数次の下請契約により行われる場合は、県から直接工事を請負った者からその工事の一部を請負った者はもとより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。



(下請発注の適正化)

第3条 一括下請負は、法第22条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条の規定によりこれを禁止する。

- 2 直接元請負人は、工事を施工するに当たり、県があらかじめ指定した部分について、下請負人との間で下請契約を締結することができない。
- 3 直接元請負人は、下請契約を締結するときは、工事請負契約書第7条の規定に基づき、第7条第2項第4号に定めるところにより、事前に県の承認を得なければならない。
- 4 法第3条第1項第2号に該当する特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）でなければ、発注者から直接請け負った一件の工事について、下請契約に係る下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは下請代金の額の総額）が建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第2条で定める金額以上となる下請契約を締結することはできない。
- 5 法による建設業の許可を受けていない者との間で政令第1条の2に規定する金額以上の下請契約を締結することはできない。
- 6 法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止処分を受け、その期間が終了していない者との間で下請契約を締結することはできない。
- 7 元請負人は、県の指名停止期間中の者との間で下請契約を締結することはできない。ただし、直接元請負人が第3項の承認を得たときは、この限りでない。
- 8 元請負人は、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者との間で下請契約を締結することはできない。
- 9 元請負人及び下請負人は、下請工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結するものとする。ただし、下請工事の内容、金額等からみて建設工事標準下請契約約款に示す全ての項目についての契約を締結する必要がないと認められる場合にあっては、法第19条に基づき、次の各号に掲げる事項を明記した書面により契約を締結するものとする。
 - (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事内容
 - (4) 請負代金の額
 - (5) 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - (6) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
 - (7) 請負代金の全部若しくは一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
 - (8) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
 - (9) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - (10) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をい

う。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

(11) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

(12) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

(13) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

(14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

(15) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

(16) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(17) 契約に関する紛争の解決方法

10 下請工事が、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、同法第13条の規定により、前項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を下請契約に関する書類に明記するものとする。

(1) 分別解体等の方法

(2) 解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 再資源化等に要する費用

（下請負人の選定）

第4条 元請負人は、下請負人を選定するに当たって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して選定するものとする。

(1) 施工能力

(2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

(3) 労働福祉の状況

(4) 取引の状況

2 前項各号に掲げる事項の適否を判断するに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項が満たされているかどうかについて留意するものとする。

(1) 過去における工事成績が優良であること。

(2) その下請工事を施工するに足る技術力を有すると認められること。

(3) その下請工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。

(4) その下請工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。

(5) その下請工事を施工するに足る法定有資格者を確保できると認められること。

- (6) 経営内容が安定していると認められること。
 - (7) 事業所ごとに雇用管理責任者が任命されていること。
 - (8) 一つの事業所に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届けていること。
 - (9) 過去において重大な労働災害を起こしていないこと。
 - (10) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (11) 現に事業の附属宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - (12) 性質上、当該下請工事の一部が再下請されるものと見込まれる場合にあつては、下請代金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - (13) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者を除く。）していること。
- 3 元請負人は、前項13号に掲げる事項を満たしていない建設業者（この項においてのみ法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該事項を満たす義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、元請負人は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
- (1) 直接元請負人と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項に掲げる事項を満たし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、直接元請負人が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が直接元請負人に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、直接元請負人において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、直接元請負人が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 5 元請負人は、請け負った工事の入札に参加した他の建設業者を下請負人としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- (1) 下請部分が当該工事の一部工種であつて、かつ下請負金額が直接元請負人の請負代金額の3割未満である場合
 - (2) 当該他の者を下請人としてについて合理的な理由がある場合
- 6 元請負人は、直接元請負人と入札参加業種の格付けが同一又は上位の建設業者を下請負人としてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限

りでない。

- (1) 下請部分が当該工事の一部工種であって、かつ下請負金額が直接元請負人の請負代金額の5割未満である場合
- (2) 当該建設業者を下請人とするについて合理的な理由がある場合

(元請負人の義務)

第5条 法第18条の規定により、元請負人と下請負人は、各々対等な立場における合意に基づいて、公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた条項を誠実に履行しなければならない。また、元請負人は、次に掲げる事項を遵守するとともに、下請負人の倒産、資金繰り悪化等により請負代金や賃金不払等の問題を生じさせないように下請負人を十分指導するものとする。

- (1) 法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）
- (2) 法第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）
- (3) 法第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- (4) 法第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）
- (5) 法第24条の2（下請負人の意見の聴取）
- (6) 法第24条の3（下請代金の支払）
- (7) 法第24条の4（検査及び引渡し）
- (8) 法第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- (9) 法第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）
- (10) 法第24条の7（下請負人に対する特定建設業者の指導等）
- (11) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。
- (12) 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由がある場合を除き、当該下請工事代金の支払期日前に当該下請工事に使用する資材の代金を下請負人に支払わせないこと。
- (13) 下請工事代金の支払いはできるだけ現金払いとし、現金払いと手形払いを併用するときは、少なくとも労務費相当分は現金払いとするとともに、支払代金に占める現金払いの比率を高めるように努めること。この場合において、手形期間はできるだけ短いものとし、最も長い期間でも60日以内とすること。
- (14) 元請負人の都合により、下請工事代金の支払いを現金払いから手形払いに変更し、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人の負担とすること。
- (15) 元請負人は、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、下請負人から提出された見積書を尊重して下請契約を締結すること。

(下請負人の義務)

第6条 下請負人は、この要綱に掲げる事項について元請負人の指導に従うほか、労働者の安全の確保と適正な管理を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

- (1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (2) 労働者の募集を適法に行うこと。
- (3) 労働者の雇用に当たっては、適正な労働条件を設定し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (4) 一つの事業所に常時10人以上の労働者を使用する場合にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。
- (5) 前号以外の場合にあっては、就業規則を作成するように努めること。
- (6) 賃金は、毎月1回以上一定日に現金で、その全額を直接労働者に支払うこと。
- (7) 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (8) 労働時間と休日の設定を適正に行うこと。
- (9) 労働者に対して技能訓練を実施するよう努めること。
- (10) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等の監督職務についた労働者等に対し安全衛生教育を実施すること。
- (11) 常時使用する労働者に対し、雇用時及び定期的にそれぞれ健康診断を行うとともに、常時使用する労働者以外の労働者に対しても同様の健康診断を行うよう努めること。
- (12) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法令の定めるところに従い、安全に工事を施工すること。
- (13) 災害が発生した場合は、直ちに元請負人及び直接元請負人に報告すること。
- (14) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者を除く。）していること。
- (15) 労働者災害補償保険に加入する等、労働者の労働災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (16) 建設業退職金共済組合に加入する等、労働者の退職金制度を確立するよう努めること。
- (17) 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる場合は、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、その管理を適正に行うこと。
- (18) 前号の寄宿舎については、建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号）に定める設備に関する規定及び安全衛生基準を遵守すること。
- (19) 前各号に掲げるほか、政令第7条の3各号の規定を遵守すること。

（直接元請負人の義務、適正な施工体制及び下請負人の義務）

第7条 直接元請負人は、その工事における全ての元請負人に対して第3条から第6条まで及び第8条に掲げる事項を遵守するよう指導しなければならない。

2 直接元請負人は、前項により指導等を行うため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場ごとに、常駐の現場代理人及び法第26条の規定による技術者（入札条件及び法に定める技術者）を置くこと。ただし、主任技術者及び監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。
 - (2) 工事現場ごとに、下請負人に対して指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置き、別表1に掲げる書類を提出すること。ただし、下請指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
 - (3) 下請指導責任者は、この要綱の趣旨と内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握しながら、元請・下請関係の適正化に関する指導等を行うとともに、紛争等が生じた場合には、積極的にその解決に努めること。
 - (4) 県との請負契約の内容を下請負人によって施工する場合、別表2に掲げる書類を提出し、発注者の承認を受けること。
 - (5) 入札後審査郵送方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領（平成16年4月1日施行）第8条第2項に定める施工体制事前提出方式（オープンブック方式）による入札において、入札書に添付した工事費内訳書に記載されている下請負人名簿に、前号の規定により提出する一部下請負承認願における下請負人名の記載がない場合若しくは下請負人の予算額が一部下請負承認願の下請負代金額とおおむね一致しない場合、予定下請負人、予定下請金額の変更に関する理由書（様式－4）を提出すること。
 - (6) 第4号の規定により承認されたときは、速やかに下請契約を締結し、下請工事着手前に、別表3に掲げる書類、下請契約に係る書面（再下請契約に係る書面を含む。以下同じ。）の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする。
 - (7) 第2号及び第4号から第6号の規定により提出された書面の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の内容について発注者に提出すること。
 - (8) 総合評価落札方式による入札において、県との請負契約の内容を下請負人によって施工する場合、総合評価落札方式において申告した県内企業活用割合が、自己申告の評価基準の区分を下回る場合、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書（様式－4）を提出すること。
 - (9) 元請負人（直接元請負人を除く。）が下請契約を締結、追加及び変更しようとする場合、事前に社会保険等加入確認書（様式－5－1）を発注者に提出し、下請契約を締結、追加及び変更後、下請契約書確認書（様式－5）、工事契約書等原本証明届出書（様式－5－2）、施工体系図、見積書及び契約書を発注者に提出すること。
 - (10) 第4号の規定により承認された下請契約を変更した場合、別表4の書類及び施工体系図を提出すること。
 - (11) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付（適用が除外された建設業者を除く。）すること。
- 3 下請負人は、再下請契約を締結したときは、速やかに再下請契約に係る書面及び

再下請負通知書を直接元請負人に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第8条 元請負人と下請負人との間において、請負契約に関する紛争が生じた場合は、両者は速やかに紛争の解決に全力を挙げなければならない。

2 前項によっても紛争の解決ができなかった場合には、建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

3 前項のあっせん又は調停によっても紛争の解決ができなかった場合には、当該紛争の当事者双方とも建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(県の指導・助言等)

第9条 県は、次に掲げるところにより、この要綱の円滑かつ適正な施行を図るものとする。

(1) 直接元請負人に対して、この要綱の遵守に関して必要な指導又は助言を行うとともに、この要綱の実施に関し必要な措置を講じるよう指示すること。

(2) 直接元請負人がこの要綱を遵守しない場合において、必要があると認めるときは、指名停止の措置又は建設業許可権者への報告を行うこと。

(その他)

第10条 工事の施工に関連する業務の取扱いについては別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行し、平成18年4月1日以降に請負契約が締結される工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月24日から施行し、平成20年7月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、第7条第2項第6号及び第7条第3項の規定は平成27年4月1日以降に宮城県と請負契約が締結される工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年12月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	様式	提出時期
下請負人指導責任者届	様式－ 1	責任者を定めたとき

別表 2

名 称	様式	提出時期
一部下請負承認願	様式－ 2	下請負承認申請時
一部下請負確認書	様式－ 3	
社会保険等加入確認書	様式－ 5 － 1	

別表 3

名 称	様式	提出時期
下請契約書確認書	様式－ 5	下請工事着手前
工事契約書等原本証明届出書	様式－ 5 － 2	

別表 4

名 称	様式	提出時期
予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書	様式－ 4	下請契約締結後
下請契約書確認書	様式－ 5	
工事契約書等原本証明届出書	様式－ 5 － 2	